

大野町商品券「まるっとおおの応援券」取扱店舗募集要項

1. 商品券発行概要

商品券名称	大野町商品券「まるっとおおの応援券」
発 行 者	大野町商品券発行事務組合（大野町商工会）
発 行 券	500円券／枚×10枚×21,500人分=215,000枚
取扱店負担	無し（ただし、大野町商工会会員に限る。）
対 象 者	令和8年2月1日（日）を基準日として、町内に住民登録がある方
使 用 期 間（予定）	令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）
換金受付期間（予定）	令和8年6月中旬～令和8年12月末

2. 取扱店の登録手続き

（1）既存の商品券取扱店に登録済みの会員様

手続きの必要はありません。ただし、「換金に関する注意事項」の厳守に協力をお願いします。

（2）追加登録を希望する会員様

追加登録を希望する場合は、別紙「大野町商品券「まるっとおおの応援券」取扱店舗登録申請書（新規・変更）」に必要事項を記入し、大野町商工会窓口へ持参、郵送のいずれかの方法にて申請してください。

（3）追加募集期間

令和8年2月5日（木）～令和8年2月19日（木）

※期間が短くて申し訳ありませんが、令和8年2月19日（木）までに申請をいただいた店舗には、「取扱店一覧」として、大野町商品券「まるっとおおの応援券」に同封します。

また、募集期間を過ぎても申請は受付し、取扱店一覧は商工会ホームページに掲載します。

（4）登録後の流れ

登録となった取扱店には、「取扱店マニュアル」「取扱店ポスター」「商品券見本」「換金請求書」「換金に関する注意事項」等を郵送する予定です。

3. 取扱店登録資格

大野町商工会の会員であることが必須条件となります。会員加入の手続きについては、大野町商工会にお尋ねください。

ただし、次の事業者は商工会の会員になることができません。

大野町商工会定款第9条第2項に該当する者（暴力団等反社会的勢力と言われる者及び団体）

4. 商品券取扱い留意事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の購入若しくは借受け又は役務の提供にて使用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (4) おつりは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 使用期間前、使用期間後の商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（大野町商工会）は責任を負いません。
- (8) まるっとおおの応援券は、事業者様のメイン銀行に限り換金ができることといたします。
- (9) 既存の商品券は、大垣西濃信用金庫大野支店に限り換金することとなりますので、ご注意をお願いします。

5. 商品券の利用対象にならないもの

- ・不動産又は金融商品
- ・たばこ
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ・国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6. 換金手続き

- ・換金受付期間内に使用済み商品券と別紙「大野町商品券換金請求書」を大野町商工会が指定する町内の金融機関に提出し、確認後に指定口座へ入金します。
- ・換金日などの詳細につきましては、取扱店登録後にお送りする「換金に関する注意事項」にてご確認ください。

※換金受付期間を過ぎた換金には対応いたしません。

7. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと。

- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 5. に掲げた物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商品券が使用できる店舗であることが明確になるよう、大野町商工会が発行する「取扱店認定ポスター」を消費者に分かりやすい場所に掲示をし、使用期間終了後は速やかに撤去すること。
- (6) 使用される商品券は、大野町商工会が事前に配布する「見本」と間違いないかを確認し、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察へ通報をするとともに、大野町商工会まで連絡すること。また、商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知すること。
- (7) 取引により商品券を受け取った際は、券裏面に「取扱店印」を押印するなど、再流出防止に努めること。その際、すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否すること。

取扱いに関し、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒501-0521
揖斐郡大野町黒野924-1
大野町商工会
TEL : (0585) 32-0667
FAX : (0585) 34-3370